

質問回答書
(提案書の作成に関する質問の回答)

業務名 豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業(資源化センター余熱利用施設)

番号	質問	回答
1	公告 P4 (4) 提案書等の提出 ウ 提出書類及び部数 2025 年度電力使用量を用いたシミュレーションの提出とありますが、現状 30 分値データ (20 分単位の電力使用量の実績, CSV) は、2023 年 4 月～2024 年 3 月のデータになります。追加資料として 2025 年度の 30 分値データを頂けるとい認識でよろしかったでしょうか。	様式 6-1「2025 年度電力使用量を用いたシミュレーション (以下「様式 6-1」 という)」は 2025 年度の電気使用量等を基準に、提案される再生可能エネルギー転換率及び提案単価を比較検証することを目的とした様式です。そのため、様式 6-1 の作成にあたっては (注 1) に記載のとおり、D36 のセルに提案される再エネ比率 (再生可能エネルギー転換率) を、D37 セルに提案単価を入力してください。 なお、2025 年度の 30 分値データにつきましては、提供することは出来ません。
2	市が別途実施する「特定天井の修繕工事」に伴い、既存建物の構造計算書の改定・更新は行われますか。改定が行われる場合、最新の構造計算書 (または構造図面) を設計用に提供 (貸与) いただくことは可能でしょうか。困難な場合の荷重設計条件等があればあわせてご教示ください。	市が別途実施する「特定天井の修繕工事」は、構造計算に影響しない工事のため、構造計算書の改定はいたしません。
3	1 稼働していない既設設備の撤去・処分について、太陽光パネルおよび架台の容量 (kW) や設置基数などの基本諸元をお示しください。	1 仕様書別紙 7 電気設備図 図面右下の図面ページの 37/41 ページ「太陽光発電設備詳細図」をご参照ください。

	2 当該設備が現在稼働していない理由や原因をご教示ください。（設備の経年劣化・故障によるものか、受変電設備側の系統上の制約や建物側の不具合等によるものか確認したく存じます。）	2 専門業者等による確認等を行っていないため、理由及び原因に関する確証は得られておりませんが、経年による PCS の故障が考えられます。
4	現在実施されている屋根防水改修工事における、既存の「防水仕様（防水工法およびメーカー名）」をご提示いただくことは可能でしょうか。 また、新設防水層のメーカー保証を継続するために、事業者が太陽光架台設置時の施工において遵守すべき条件（特定の防水取り扱い部材の選定、または既存防水会社による施工 of 指定など）があるか、ご教示ください。	屋根防水工事については、仕様書別紙5 建築一般図 PDF ページの6 ページ 特記仕様書「9 章 防水工事」をご参照ください。 令和4年度に実施した屋上の一部の防水工事は別紙「質問番号3の回答の補足資料」をご参照ください。使用資材は以下のいずれかまたは全てで、メーカーは日本特殊塗料株式会社です。 ・ブルーフロンソフトクロス ・ブルーフロンプライマーU ・ブルーフロンエコ、ブルーフロンエコ NS ・ブルーフロンエコ DX ・ブルーフロンエコ DX NS ・ブルーフロン GR トップ 事業者が太陽光架台設置時の施工において遵守すべき条件はございません。仕様書の記載事項を厳守いただいた上で事業を実施してください。
5	提供いただいた「別紙3 30分単位の電力使用量の実績」に関して、以下の2点を確認させてください。 1 データの対象期間は2023年4月1日～2024年3月31日(2023年度実績)となっていますが、様式6-1「2025年度電力使用量を用いたシミュレーション」の作成にあたり、この2023年度データをそのまま2025年度の予測値として代入しシミュレーションし	1 様式6-1は、D36及びD37以外のセルは保護をかけているため、2023年度データをそのまま2025年度の予測値として代入することはできません。 なお、様式6-1は、2025年度の電気使用量等を基準に、提案される再生可能エネルギー転換率及び提案単価を比較検証することを目的とした様式です。そのため、様式6-1の（注1）

	てよろしいでしょうか。 2 提供データ中、一部の日時 (2023/6/5～6/7、2024/2/5～2/7) において、通常の運営パターンとは異なる特異値が見られますが、これらは設備のメンテナンスやトラブル等によるものでしょうか。	に記載のとおり、D36 のセルに提案される再エネ比率（再生可能エネルギー転換率）を、D37 セルに提案単価を入力してください。 2 2023/6/5～6/7 及び 2024/2/5～2/7 の期間における、通常の運営パターンとは異なる特異値の原因については不明です。また、同期間の休館日を利用し施設設備や消防設備等の点検を行っておりますが、いずれも停電は伴っておりません。なお、休館日は施設設備のメンテナンス等、営業日に実施できない作業を行うことがあります。
6	実施要領 9. (3). オでは「使用量が記載の予想量を下回った場合も市はその責を負わない」とある一方、別紙 2 リスク分担表 N0. 23 では「用途の変更等、市の責による事業内容の変更（計画変更）」のリスク負担者は「市」と定められています。 日常的な需要変動や天候不順による需要減ではなく、「市側の都合による施設の廃止、プール等の主要電気消費設備の縮小・撤去、または大幅な運営規模縮小等の計画変更」に起因して、事業者が想定していた電気料金収入に著しい減少が発生した場合、市による PPA 契約の買い取り保証や初期投資回収にかかる残存簿価の補償等の措置の有無に関し、市の見解をご教示ください。	プロポーザル実施要領 9. 提案書 (3) オは、様式 6-1 に関する記載です。様式 6-1 は 2025 年度の電気使用量等を基準に、提案される再生可能エネルギー転換率及び提案単価を比較検証することを目的とした様式であり、様式 6-1 に記載の値は、提案者が事業効果等をシミュレーションする際に用いられることを想定しておりません。そのため、様式 6-1 に記載内容が予想量を下回った場合も市はその責を負いません。 仕様書別紙 2 リスク分担表 N0. 23 に記載の「用途の変更等、市の責による事業内容の変更（計画変更）」は、記載のとおり市の責により事業内容の変更が生じた場合に、リスクを負担する者は市であることを示しています。 以上から「市側の都合による施設の廃止、プール等の主要電気消費設備の縮小・撤去、または大幅な運営規模縮

		小等の計画変更」は市側の都合（市の責）による事業内容の変更であり、別紙 2 リスク分担表 N0.23 に該当します。これに起因して事業者が想定していた電気料金収入に著しい減少が発生した場合は、仕様書 4. 事業実施に当たっての条件等（9）オに基づき、市と事業者で協議の上、対応を決定します。
7	資源化センター余熱利用施設の温水プールおよび浴場設備の熱源構成について確認させてください。 1. 現在、ごみ処理施設の余熱以外に、補助熱源として 電気加温等を併用している設備はありますか。 2. 将来的なごみ処理施設の更新計画において、現在併用している電気加温を廃止する、あるいは電気による加温割合を変更（増減）する等の計画はありますか。	1 現在、ごみ処理施設の余熱以外に、補助熱源として LP ガスを使用しています。補助熱源として 電気による加温はしていません。 2 ごみ処理施設更新後において、電気による加温は予定していません。
8	屋上への資材搬入・搬出にあたり、施設南側の敷地内道路にクレーン車を一時停車させる計画を検討しています。 （施工期間の最初と最後に 1 日ずつを予定） これに伴い、安全確保等の観点から以下の 2 点について可否をご教示ください。 1. クレーン車の停車にあたり、敷地内のバス停留所を一時的に敷地外等の別場所へ移設することは可能でしょうか。 2. バス停留所の移設が困難な場合、南側道路の片側車線規制を行うことは可能でしょうか。	1 敷地内のバス停留所を一時的に敷地内に移設することについて、バスを運営している豊鉄バス株式会社とバス停の移設位置や変更の日程等を調整いただいた上で可能です。なお、施工期間に施設は休館するため、利用者の来館はない想定です。 2 特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者と工期が重複することから、仕様書 3. 事業概要（1）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等との調整をいただいた上で可能です。なお、車線規制をする場合は、誘導員を立たせる等、事故を未然に防ぐ対策をしてください。

9	令和 9 年 8 月末予定の特定天井修繕工事および照明 LED 化工事と重なるため、現場での工程調整・足場や資機材置き場の共有・搬入経路の制限に関する運用基準はありますか。	工程調整・足場や資機材置き場の共有・搬入経路等についての運用基準はございませんが、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者と工期が重複することから、仕様書 3. 事業概要（1）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等との調整を十分に行ってください。
10	電気事業法上、電気主任技術者は原則同一構内での選任は 1 人のみだと思えますが、別選任する場合は経済産業省の特例要件を満たす必要があると思えます。豊橋市さまの方で、所管の産業保安監督部へ手続方針の事前確認や事前相談を行って頂いているという認識で合っていますでしょうか？※ご承知頂いているように、電気事業法上での電気主任技術者の選任は(電気事業法上での)設置者にあり、今回の太陽光設備についての設置者は豊橋市さまになります。	原則、電気事業法に基づく保安は、本事業で設置する太陽光発電設備等も含め、市（指定管理者）が選任した施設の主任技術者（以下、「施設の電気主任技術者」という。）が包括的に行います。仕様書 3. 事業概要（1）ウの記載は、例外的に PPA 事業者が施設の電気主任技術者とは別に電気主任技術者を選任する必要性が生じた場合を想定したものです。（そのため、様式 5-2 事業実施体制の作成にあたっては、電気主任技術者に関する記載及び資格者証等の添付資料は必要ございません。） なお、本事業で設置した太陽光発電設備等の保安に関し、事業期間における保全内容、役割、責任分界点、費用負担等について、PPA 事業者は当該施設の電気主任技術者と協議し維持管理に努めてください。 また、施設の電気主任技術者は、原則、指定管理者が選任しますが、現在の指定管理者の指定管理期間は令和 8 年 3 月 31 日までであり、令和 9 年度以降の次期指定管理者は現時点で未定です。そのため次期指定管理者の決定までは電気主任技術者の選任に関

		し協議することができません。なお、次期指定管理者の指定は令和 8 年 12 月を予定しております。 以上から、市から所管の産業保安監督部に、手続方針の事前確認や事前相談は行っていません。
11	太陽光設備の導入および系統連系にあたり、既存の電気主任技術者へ事前の相談・説明を行っているという認識で合っていますでしょうか。仮に太陽光設備側で電気主任技術者を別選任した場合、PPA 事業者側で負うはずのないリスクが生じる可能性もありますので、責任分界点の設定や事故発生時の対応などについて、現時点でどのようにお考え頂いているかをお教えください。細かな部分は保安協議させて頂きますが、別選任した場合の費用算出のためにもお教え下さい。	施設の電気主任技術者は、原則、指定管理者が選任します。現指定管理者の指定管理期間は令和 8 年 3 月 31 日までであり、令和 9 年度以降の次期指定管理者は現時点で未定であることから、次期指定管理者の決定までは電気主任技術者への事前の相談・説明は行っていません。なお、次期指定管理者の指定は令和 8 年 12 月を予定しています。 PPA 事業者が電気主任技術者を別選任する必要があるケースとしては、例外的に、市（指定管理者）が選任した施設の電気主任技術者が、本事業で設置する太陽光発電設備等の保安を請け負うことができない場合等が想定されます。この場合、太陽光発電設備等を保安する電気主任技術者を別選任する必要があります。 別選任にあたっては、産業保安監督部の認可を受けた上で、太陽光発電設備等を需要施設とは独立した自家用電気工作物として扱うこととなります。これにより、需要施設と太陽光発電設備等の責任分界点を明確に分けることができると考えます。 なお、産業保安監督部の認可を受けるにあたっては、保安規定において、①責任分界点の明確化、②相互の連絡体制、③その他の運用に関する事項を

		記載することが必要です。事故発生時の対応を含むこれらの事項については、市・指定管理者・施設の電気主任技術者と協議のうえ、保安規定を定めることとします。
1 2	同期間に行う工事に関して、おおよその工期が決まっていればご教授願います。	特定天井の修繕工事の工期は、発注前につき現時点で未定ですが、契約工期は令和 9 年 2 月から令和 9 年 8 月までの予定を計画しています（現場の実働期間ではありません）。なお、入札状況により変動する可能性があります。 照明の LED 化工事の工期は、発注前につき現時点で未定ですが、令和 8 年 4 月以降の工事開始を予定しています。
1 3	既設太陽光の配管が屋根と同色に塗装されておりました。今回設置する太陽光も同様の対応が必要でしょうか？必要であれば仕様をご教授願います。	同様の対応は必要ございません。
1 4	評価項目「提案単価」の点数の付け方をご教授ください。	評価に関しては、既に HP で公開している情報以外の提供は出来かねますので、HP で公開している仕様書別紙 4 評価基準等の資料をご参照ください。
1 5	様式 5 提案書 3. 事業実施計画の事業収支計画及び 1 2. 電力供給期間終了後の設備の取り扱い方法における収支シミュレーションについて、別添資料にてお示ししてもよろしいでしょうか？	提案書 3. 事業実施計画の事業収支計画及び 1 2. 電力供給期間終了後の設備の取り扱い方法における収支シミュレーションについて、別の添付資料で示すことは認めませんが、この 2 項目のみ、サイズを A3 に、向きを横に変更することは可能です。なお、サイズ及び向きの両方又はいずれかのみを変更することも可能です。
1 6	太陽光発電設備工事については、原則	作業可能な曜日及び時間帯は、原

	として平日 8:00～17:00 頃の作業を想定しております。作業可能な曜日・時間帯について、ご指定または制限等がございましたらご教示ください。土日祝日および夜間作業が必要となった場合、作業は可能でしょうか。可能な場合、事前申請等の必要な手続きについてもご教示ください。	則、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時です。なお、作業内容や進捗状況等により、土曜日、日曜日、祝日及び夜間に作業を行う必要がある場合は、事前に市、指定管理者、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等との協議及び調整を行った上で可能です。
17	QB 改造工事に伴い、施設の完全停電が必要となる予定です。LED 化工事の作業時間外（夜間等）に停電作業を実施することは可能でしょうか。また、年次点検日等に合わせた停電作業をご希望の場合は、予定時期・日時をご教示ください。	QB 改造工事に伴う施設の停電作業の日程については、仕様書 3. 事業概要（1）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等及び指定管理者と調整してください。 施設の点検日について、特定の日は決まっておりません。全館停電を伴う施設点検（受電盤の法令検査）の日程は指定管理者と調整してください。
18	PCS については、QB 付近への設置を想定しております。設置方法として、建物壁面への取付け、もしくは屋根面へのアンカー固定を検討しておりますが、いずれかの方法で設置することは可能でしょうか。	設置方法は提案内容に該当するため、市が設置方法について意見することはいたしません。仕様書の記載事項を厳守いただいた上で設置方法を検討してください。
19	屋根上への昇降用仮設足場については、建屋周辺または既設タラップ付近への設置を想定しておりますが、問題ございませんでしょうか。	昇降用仮設足場について、仕様書の記載事項を厳守いただいた上で、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者と工期が重複することから、仕様書 3. 事業概要（1）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等との調整を行った上で設置してください。
20	工事期間中の工事車両、資材搬入車両および高所作業車等の駐車・作業スペースについて、使用可能な場所をご教示ください。	工事期間中の工事車両、資材搬入車両および高所作業車等の駐車・作業スペースについては、施設敷地内の駐車場等を使用いただく想定ですが、特定

		天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者と工期が重複することから、仕様書 3.事業概要（１）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等と調整してください。
2 1	工事期間中の資材および撤去品の仮置場として、施設敷地内の一部を使用することは可能でしょうか。使用可能な場合は、使用可能場所をご教示ください。	工事期間中の資材および撤去品の仮置場として、施設敷地内の一部を使用することは可能ですが、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者と工期が重複することから、仕様書 3.事業概要（１）サに基づき、特定天井の修繕工事及び照明の LED 化を請け負う事業者等と調整してください。
2 2	工事期間中、作業員が施設内のトイレおよび電気、水道を使用させていただくことは可能でしょうか。	トイレ、電気及び水道については、契約候補者特定後の市や指定管理者との調整及び協議で決定しますが、作業員のトイレは仮設トイレをご用意のうえご使用いただく想定であります。電気及び水道については、使用量が少量であれば発電機やポリタンクをご用意いただき、多量のため施設の電気及び水道を使用する場合には、仮設メーターを設置いただき使用量分の費用を指定管理者にお支払いいただくことが考えられます。
2 3	騒音・振動・粉じんを伴う作業について、作業可能時間帯やその他の制限がございましたらご教示ください。	騒音・振動・粉じんを伴う作業に関する制限については、愛知県及び本市の取り決めに依りますので、該当する条例等をご確認ください。必要に応じ申請手続きをしてください。